

○厚生労働省
経済産業省告示第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定め、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

経済産業大臣 海江田万里

環境大臣 松本 龍

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という

。第八條第一項第三号の規定に基づき、法第二條第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、次の表の左欄に掲げる化学物質の分類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる官報整理番号（法第四條第四項（法第五條第九項において読み替えて準用する場合及び法第七條第二項において準用する場合を含む。）並びに法附則第二條第一項及び第四項に基づき公示する際に化学物質に付される整理番号をいう。以下同じ。）に対応する化学物質とする。

化学物質の分類	官報整理番号
(1)無機化合物	「(1)無機化合物」の項整理番号23、107、108、111、113、114、117、119、122、143、147、153、155、164、169、176、180から185まで、189、190、192から194まで、228、233、236、237、241、243、245、246、258、309、310、357、367、368、381、386、387、401、402、411から413まで、420から422まで、429、439から444まで、450、452から454まで、459、465、467、495、497、501、502、504、508、523、548、<u>558</u>、642、643、683、707、735、745、746、795、1038、1043、1100、1132、1138及び1156並びに(1)－1205、(1)－1214、(1)－1215、(1)－1220、(1)－

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質に、対応する官報公示名称を対応させリスト化したものです。

官報整理番号	官報公示名称
1-23	酸化アルミニウム
1-107	臭化ヨウ素
1-108	臭化カリウム
1-111	臭化マグネシウム
1-113	臭化ナトリウム
1-114	亜臭素酸ナトリウム
1-117	臭化リン
1-119	カルシウムカーバイド
1-122	炭酸カルシウム
1-143	過炭酸ナトリウム
1-147	過炭酸
1-153	炭酸カリウム
1-155	炭酸マグネシウム
1-164	炭酸ナトリウム
1-169	二酸化炭素
1-176	塩化カルシウム
1-180	水素化カルシウム
1-181	水酸化カルシウム
1-182	次亜リン酸カルシウム
1-183	リン酸カルシウム
1-184	ヨウ化カルシウム
1-185	ヨウ素酸カルシウム
1-189	酸化カルシウム
1-190	過酸化カルシウム
1-192	亜硫酸カルシウム
1-193	硫酸カルシウム
1-194	ケイ酸カルシウム
1-228	塩化カリウム
1-233	塩化マグネシウム
1-236	塩化ナトリウム
1-237	次亜塩素酸ナトリウム
1-241	塩素化リン酸ナトリウム
1-243	二酸化塩素
1-245	四塩化ジホスホリル
1-246	スルフリルクロライド
1-258	四塩化ケイ素
1-309	亜硫酸水
1-310	炭酸水
1-357	酸化鉄
1-367	ヨウ素酸
1-368	過ヨウ素酸
1-381	ニトロシル硫酸
1-386	水酸化マグネシウム
1-387	リン酸マグネシウム
1-401	硫酸水素ニトロシル
1-402	スルファミン酸
1-411	亜リン酸ナトリウム
1-412	過酸化リン酸ナトリウム
1-413	次亜リン酸ナトリウム
1-420	次亜リン酸
1-421	亜リン酸
1-422	リン酸
1-429	モノ過硫酸
1-439	ヨウ化カリウム
1-440	ヨウ素酸カリウム
1-441	過ヨウ素酸カリウム
1-442	ヨウ化ナトリウム
1-443	ヨウ素酸ナトリウム
1-444	過ヨウ素酸ナトリウム
1-450	過酸化カリウム
1-452	リン酸カリウム

官報整理番号	官報公示名称
1-453	亜硫酸カリウム
1-454	硫酸カリウム
1-459	ケイ酸カリウム
1-465	酸化マグネシウム
1-467	硫酸マグネシウム
1-495	酸化ナトリウム
1-497	リン酸ナトリウム
1-501	硫酸ナトリウム
1-502	亜硫酸ナトリウム
1-504	次亜硫酸ナトリウム
1-508	ケイ酸ナトリウム
1-523	五酸化リン
1-548	二酸化ケイ素
1-558	酸化チタン
1-642	一塩化ヨウ素
1-643	三塩化ヨウ素
1-683	ポリリン酸アンモンアミド
1-707	亜リン酸カリウム
1-735	モノシラン
1-745	酸化ヨウ素
1-746	ヨウ化ケイ素
1-795	過酸化マグネシウム
1-1038	臭化カルシウム
1-1043	スルファミン酸カルシウム
1-1100	過酸化カリウム
1-1132	スルファミン酸ナトリウム
1-1138	オキシ臭化リン
1-1156	テトラヒドロキシケイ素
1-1205	ジシラン
1-1214	ヘキサクロロジシラン
1-1215	スルファミン酸マグネシウム
1-1220	次亜塩素酸三水酸化二マグネシウム一水和物
1-1230	亜リン酸カルシウム
1-1231	亜リン酸マグネシウム
2-242	グリセリン
2-341	トリメチル-2-オキシエチルアンモニウム塩
2-608	アルカン酸 (C=4~30) *届出不要物質はドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。
2-609	アルケニルモノカルボン酸 (C=5~23) *届出不要物質はオレイン酸に限る。 【届出不要物質の官報公示番号2-975と同じ構造です。】
2-846	コハク酸
2-911	コハク酸塩 (Na, Al, K) *届出不要物質はナトリウム塩及びカリウム塩に限る。
2-975	オレイン酸 【届出不要物質の官報公示番号2-609と同じ構造です。】
2-1091	フマル酸
2-1254	DL-メチオニン 【届出不要物質の官報公示番号2-1467と同じ構造です。】
2-1305	アスパラギン酸
2-1307	L-アルギニン
2-1308	L-アスパラギン酸ナトリウム
2-1318	クエン酸
2-1369	ヒドロキシプロピオン酸 *届出不要物質は2-ヒドロキシプロピオン酸に限る。
2-1409	グルコン酸
2-1442	リンゴ酸
2-1467	DL-2-アミノ-4-(メチルチオ)ラク酸 【届出不要物質の官報公示番号2-1254と同じ構造です。】
2-2383	アスパラギン
2-2661	アミノ酢酸ナトリウム
2-3620	N, N'-(N, N'-又はN, N, N'-若しくはN, N, N', N'-)-[(ビス又はトリス若しくはテトラキス)-3-(トリメトキシシリル)プロピル]エチレンジアミンの混合物
3-3265	イノシトール